

教指第5.1.3号
平成27年6月11日

各 教 育 事 務 所 長
各 市 町 村 教 育 委 員 会 教 育 長
県 立 千 葉 中 ・ 各 特 別 支 援 学 校 長
筑 波 大 学 附 属 聰 觉 特 別 支 援 学 校 長
千 葉 大 学 教 育 学 部 附 属 小 ・ 中 ・ 特 別 支 援 学 校 長
各 私 立 義 務 教 育 諸 学 校 長

様

千葉県教育委員会教育長
(公印省略)

義務教育諸学校における平成28年度使用教科用図書の採択について（通知）

このことについて、千葉県教科用図書選定審議会の意見を踏まえ、別紙のとおり通知します。

については、本通知の内容を十分御了知いただき、教育基本法の趣旨や学習指導要領の内容を実現する上で最もふさわしい教科用図書の採択に留意し、適正かつ公正な採択業務が行われるよう御配意願います。

なお、各採択地区で共同採択を行う市町村教育委員会においては、下記の通知の内容を踏まえ、採択地区協議会に関する事務に遺漏無きよう、重ねてお願いします。

記

- 「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布、施行について」（平成26年4月22日付け教指第179号）
- 「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の一部を改正する政令及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布について」（平成26年9月9日付け教指第923号）
- 「『採択地区協議会に関するQ&A』について」

（平成26年11月22日付け教指第1256号）

平成28年度使用教科書の採択について

義務教育諸学校において、平成28年度に使用される教科用図書(以下「教科書」という。)の採択の適正な実施を図るため、千葉県教育委員会が行う指導、助言又は援助の内容は次のとおりとする。

1 中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)用教科書の採択について

平成27年度は、「中学校用教科書目録(平成28年度使用)」に登載されている教科書のうちから採択すること。

2 特別支援学校用教科書の採択について

(1) 小学部

平成27年度は、学校教育法附則第9条の規定による教科書(以下「附則9条図書」という。)を除き、平成26年度と同一の教科書を採択しなければならないこと(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(以下、「無償措置法」という。)第14条)。

(2) 中学部

平成27年度は、「特別支援学校用(小・中学部用)教科書目録(平成28年度使用)」に登載されている教科書のうちから採択すること。

(3) 文部科学省が著作の名義を有する教科書(以下、「文部科学省著作教科書」という。)のうち、中学部視覚障害者用については、全種目が改訂されるので留意すること。

3 附則9条図書の採択について

(1) 附則9条図書については、教科書目録に登載されている教科書以外の図書を採択できること。また、毎年度異なる図書を採択することができること。

(2) 附則9条図書の採択に当たっては、採択権者は、千葉県教育委員会の作成した選定資料を生かし、児童・生徒用の教科の主たる教材として教育目標を達成する上で適切な図書を採択すること。

なお、その場合において、文部科学大臣の検定を経た下学年用教科書又は文部科学省著作教科書の採択を十分考慮すること。さらに、これら以外の図書を採択する場合には、特に、下記のアからカまでの事項に留意するとともに、採択した図書が完全に供給されるよう図書の種類数、供給数及び発行者の所在地等についても配慮しておくこと。(特に、発行者が企業等の法人であるか個人であるかに関わらず、平成27年度中に供給可能であるかどうかを十分確認しておくこと。)

- ア 児童・生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）のものであること。
- イ 可能な限り系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容をもつ図書が適切であり、特定の題材若しくは一部の分野しか取り扱っていない図書、参考書的図鑑類、問題集等は適切でないこと。
- ウ 上学年で使用することとなる教科書との関連性を考慮するとともに、採択する図書の間の系統性にも配慮すること。
- エ 教科用として使用する上で適切な体裁の図書を採択すること。
- オ 価格については、教科書無償給与予算との関連から、前年度の実績を考慮するなど、あまり高額なものに偏らないこと。
- カ 予算上後期用を予定していないので分冊本は採択しないこと。ただし、検定済教科書と同一内容の文字等を拡大したいわゆる「拡大教科書」については、検定済教科書と同様に分冊本を採択できること。
また、「拡大教科書」については、全分冊が一括供給されず分割して供給される場合にあっても、年度当初の授業で使用される分冊が授業開始前に供給され、以降の供給も授業に支障がない時期に供給可能な図書については採択できること。

4 教科書の内容に関し、考慮すべき事項について

- (1) 学習指導要領の趣旨を踏まえていること。
- (2) 第2期千葉県教育振興基本計画に基づく、県の教育施策に適合していること。
- (3) 採択地区（国立、私立及び県立にあっては学校）の実情、特に施設、設備が考慮されていること、並びに児童・生徒の生活経験及び学習能力に適合していること。

5 選定に必要な資料について

千葉県教育委員会は、本年度、中学校用教科書、特別支援学校の中学校用教科書、文部科学省著作教科書及び附則9条図書の選定に当たって、次の基本的な観点にたって調査研究を行い、別冊の選定資料を取りまとめた。

なお、この選定資料は、教科書採択に当たっての基礎資料である。市町村教育委員会等においては、採択のための具体的な観点を定める等適切に調査研究を行い、採択権者の判断に資するよう一層充実した資料の作成に努めること。

また、調査研究に当たっては、教科書が障害その他の特性の有無にかかわらず、児童生徒にとって読みやすいものになっているかどうかについても比較検討することが望ましい。

(1) 中学校用教科書に関すること

内 容	(1) 教科の目標への適合 (2) 県の教育施策への適合 (3) 生徒への適合 (4) 地域性への適合 (5) 内容等の充実 (6) 他教科等との関連 (7) 補充的・発展的な学習
組織・配列	(1) 系統性 (2) 分量の配分 (3) 学習活動への配慮
表 現	(1) 発達の段階への配慮 (2) 表記・表現
造 本	(1) 印刷・製本 (2) 扱いやすさ

(2) 文部科学省著作教科書に関すること

内 容	内容等が多岐にわたるため、特に観点は設けない。
組織・配列	〃
表 現	〃
造 本	〃
備 考	〃

(3) 附則9条図書（一般図書）に関すること

内 容	(1) 障害の状態や発達の段階及び特性への配慮 や工夫 (2) 日常生活との関連 (3) 教材の分量 (4) 学習を促す教材の配慮
組織・配列	(1) 系統性 (2) 学習活動上の便宜
表 現	(1) 発達の段階及び特性への配慮 (2) 表記・表現 (3) 意匠（デザイン）
造 本	(1) 素材 (2) 障害の状態への配慮 (3) 扱いやすさ

6 教科書採択の公正確保について

- (1) 教科書発行者の宣伝行為については、その実態を把握し、事前に適切な対策を講ずること。

その際、域内の学校等と情報提供をはじめ密に連携し、採択の公正確保を一層徹底することが重要であること。

- (2) 採択教科書の決定に当たっては、教職員の投票によって決定されるようなことはもとより、十分な審議や調査研究を経ずこれまでの慣例のみによって決定されるなどにより、採択権者の責任が不明確になることがないよう、採択手続の適正化に努めること。

なお、調査員が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても、その資料及び評定について十分な審議を行うことが必要であり、必ず首位の教科書を採択・選定、又は上位の教科書の中から採択・選定することとするなど、採択権者の責任が不明確になることがないよう、当該評定に拘束力があるかのような取扱いはしないこと。

また、静ひつな採択環境を確保するため、外部からの働きかけに左右されることなく、採択権者の権限と責任において公正かつ適正な採択を行うこと。円滑な採択事務に支障をきたすような事態が生じた場合や違法な働きかけがあった場合は、各採択権者が警察等の関係機関と連携を図りながら、毅然とした対応をとること。

採択にかかる教育委員会の会議を行うに当たっては、適切な審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、公開で行う場合には、傍聴に関するルールを明確に定めておくなど、適切な採択環境の確保に努めること。

- (3) 過当な宣伝行為その他外部からの不当な影響等により採択の適正、公正の確保に関し問題があると考えられる場合には、各採択権者において適切な措置を講ずるとともに、速やかに千葉県教育委員会に報告すること。

7 その他採択業務遂行上で必要な事項について

- (1) 小学校用教科書の採択について、平成27年度は、平成26年度と同一の教科書を採択しなければならないこと（無償措置法第14条）。
- (2) 平成26年度に行われた教科書採択関係法令の一部改正により、採択地区協議会に係る規定が平成27年4月1日に施行されている。

これに係る留意点について、各採択地区で共同採択を行う市町村教育委員会においては、これまでの県教育委員会からの通知の内容を踏まえ、採択地区協議会に関する事務の実施に努めること。

- (3) 無償措置法第15条の規定に基づき、教科書の採択に関する情報の積極的な公表に努めること。
- (4) 教育委員会の教育長及び委員分が十分な時間的余裕を持って教科書見本を閲覧し、その内容について適時吟味することができる環境を整えるなど、教科書見本を適切に活用すること。